（ＨＰ原稿）

　令和６年度鳥取県大学等進学資金助成金について

令和６年度の大学・短大・専門学校等への進学に際し、金融機関から進学資金を借り入れた方に対して、鳥取県が借入金額に係る利子の一部を助成給付する制度です。

１　対象者　　　　　次のすべてに該当する者

①金融機関から進学資金（受験費用、入学費用、授業料等　　の費用）を借り入れた者

　　　　　　　　　　　　 ※日本学生支援機構の奨学金は、金融機関からの借り

入れではありません。

　　　②令和６年度に大学等へ進学する者もしくはその保護者

　　　　　　　　　　　 等である者

　　　　　　　　　 　③県内に住所を有する者

　　　　　　　　　　　 　※借り入れをした者が進学者本人であり、高等学校在学時に県内に住所を有し、卒業後に県外に住所を移す場合も対象となります。

　　　　　　　　　　　　 ※借り入れをした者が保護者等であり、県外に住所を

　　　　　　　　　　　　　 有する場合は、進学者本人が県内に住所を有していても対象にはなりません。

２　助成金額　　　　　募集要項を参照

３　事前審査提出書類　募集要項を参照

４　事前審査申込締切　令和６年５月７日（火）

必要書類を鳥取県教育委員会育英奨学室に郵送、持参、又

は電子申請（令和６年４月１日から受付開始予定）により

提出すること。

５　事前審査の結果　　育英奨学室が文書で通知する。事前審査を通過し、本助成金の給付を受けようとする者は、本手続き書類を提出する。

６　交付の決定　　　　令和６年６月中旬頃に交付決定し、７月に交付する予定

７　その他　　　　　　要項は、令和６年度県当初予算（案）のものであり、県議

　　　　　　　　　　　会令和６年２月定例会における予算審議の状況により変

　　　　　　　　　　　更となる場合があります。

８　問合せ先　　　　　鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

　　　　　　　　　　　（電　話）０８５７－２６－７５４１

　　　　　　　　　　　（ファクシミリ）０８５７－２６－８１７６

　　　　　　（ホームページ）

https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当　事務室　三原